**９　地震（津波）の対応**

）

**１　初期対応【確認事項】**

**①まずは、自分の身を守る・守らせる（シェイクアウト）**

**②ゆれが収まったら、あらかじめ決められている安全な場所へ避難・誘導**

**（まずは）**

□発表された警報等の情報、指示等を正確に理解する

□情報収集手段を確保する

□校内の教職員へ、職員室への集合を指示し、児童生徒等へは教室に戻るように指示する

□校内の児童生徒等の状況を把握する

□校内の教職員の状況を把握する

□教育委員会への報告（Yahoo！安否確認）①（最高指揮者、児童生徒等の被害状況　等）

**（次に）**

□当面の措置等を決定する

　・臨時休業の決定

・教職員の役割分担に基づいた行動

　・関係機関等への連絡・協議

□校外の教職員の状況を把握する

□校外の教職員に指示を出す

　・児童生徒等を引率して、校外活動中の教職員

　・出張中の教職員

　・在宅（休暇）中の教職員

□校外の児童生徒等の状況を把握する

□来校者への周知・徹底

□火元や危険物の安全対策（火災等の有無の確認）

　給食室／給湯室／家庭料室／理科室／保健室／灯油庫／ガス庫／学校近隣　など

□教職員が安全な場所に避難する

□教育委員会への報告②

□学校に避難してきた住民の誘導

**（これからは）**

□今後の措置等を決定する

　・教職員の役割分担に基づいた行動

　・児童生徒等の帰宅・引き渡し・留め置きの決定

　・児童生徒等の避難場所の安全確認

　・学校地震災害対策本部の場所の安全確認

□保護者への連絡

□児童生徒等の保護者への引き渡し及び引き渡しできない児童生徒等を保護する

□障害のある子どもとその家族への特別の避難所についての対応

□校舎、体育館等の被害状況を確認する

　・建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）

　・建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）

　・備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）

□工作物の被害状況を確認する

　ブロック塀／樹木／防球ネット／門扉／掲揚ポール／境界フェンス　等

□ライフライン等の被害状況を確認する

　電気／ガス／上水道／下水道／電話　等

□施設の使用の可否を確認する

　体育館／事務室／校長室／職員室／保健室／技能員室／便所／その他

□立入禁止区域を表示する

□避難者の把握と誘導を行う

□市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着を確認する

□教育委員会への報告③

**２　教職員の対応の流れ**

**（１）所在確認**

・校舎内や敷地内に児童生徒等が所在しているかを確認。

・児童生徒等が在校している場合、児童生徒等の掌握を第一に考える。

・けが人の有無、身体に障害のある児童生徒等の避難確保等、受け持ちの児童生徒等、　全員を掌握する。

**（２）避難経路の安全確保・避難**

・避難経路の安全を至急確認し、危険がある場合は経路を変更して避難を開始する。

・避難後は建物の安全が確認できるまで校舎等には絶対に立ち入らない。

**火災が発生**

・児童生徒等をグラウンド等、安全な場所に避難させる。

　　・火災発生場所を認知した場合は他の教職員に通報し、初期消火に努める。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ避難・誘導させる。

　　・停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用。また、ハンドマイク（●●に保管）やメガホン（●●に保管）を用意。

　　・グラウンドへの避難が終了したら直ちに分担に従い、児童生徒等の掌握やけがの程度等を確認。

**建物が損壊**

　　　*※留意事項：建物が損壊するような地震の場合は、児童生徒等の精神状態に平静さが欠けてしまうので、冷静に対応。けが人が多く発生することへの対応も留意。*

・火災が発生しなければ、児童生徒等の人員（名前）やけがの程度等を確認。

・二次災害に備え、担当者（担任、授業担当者等）の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難可能な場所に誘導する。

・ガラスの破片が飛散していることに注意。また、避難中に余震等で割れたガラスが落下するといった危険性にも注意。履物を履かせ、ガラス窓が頭上にあるような経路を避けて避難する。

**建物が倒壊**

・校長は、巡視した教職員の報告などから倒壊状況を判断し、必要に応じて速やかに、安全経路を見つけ出し避難させる。

　　・児童生徒等の避難にあたっては、担当者（担任、授業担当者等）が判断しなければならない。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に避難可能な場所に誘導する。

・ガラスは建物の高さの１／２の距離まで飛散する可能性があるので注意して避難・誘導する。（日頃から校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等、校庭の危険箇所を把握しておく）

**（３）応急手当・救急車の手配**

・児童生徒等や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をする。

（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う）

・必要に応じ、救急車の手配をする。

（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく）

*※留意事項　日ごろからの応急手当（包帯・毛布・三角布を使った手当てなど）や必要物品保管場所の確認、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置場所、使用方法を把握しておく必要がある。*

**（４）施設設備の被害状況の確認**

・手の空いている教職員は、校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の施設設備の被害状況を確認・把握する。

・確認中に少しでも危険を感じた場合は中止し、立入禁止区域とする。

・立入禁止区域は、県または市町村の指定した危険度判定士が「安全」と判定するまで絶対に立ち入らない。

・教職員は校舎内の被害状況把握のほか、敷地内の崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないかを確認する。

**（５）臨時休業・児童生徒等の帰宅の判断**

・校長は、情報収集担当者に指示し、以下のような多様な手段をできる限り活用して、災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

・テレビ、ラジオ　・市等の広報車　・神奈川県災害情報ポータル　・気象庁ウェブサイト

・国土交通省川の防災情報　・地区自主防災組織からの情報　・地域の消防署からの情報

・消防団からの情報　・ＰＴＡ役員、その他保護者からの情報　・担当教員の巡回結果　など

　※ウェブサイトのＵＲＬは、資料編の「参考となるホームページ」を参照

　　・校長は、臨時休業措置や生徒等の帰宅について、学校・地域の被害状況等を勘案し、判断する。

　　　（参考）

　　　

**（６）学校地震災害対策本部の設置・役割**

・正確な情報、状況を把握する。

・現状確認及び的確な指揮系統を確認する。

・関係機関（教育委員会、警察、消防、市町村防災担当課）及び保護者へ連絡する。

その際、必ず記録を残す。（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）

・教育局総務室へ災害時緊急連絡システム（Yahoo！安否確認）により状況を報告する。ただし、本システムのメッセージが配信されない場合は、教育局総務室からの要請の有無に関わらず、様式（資料編に掲載）を活用し、ＦＡＸ（または電話等）で報告する。

例：引渡し等確認表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 児童生徒等氏名 | 帰宅 | 保護 | 欠席 | 帰宅手段 | 備考 |
| １ | □□　□□ | ○ |  |  | 引渡し | １１時３０分帰宅 |
| ２ | ××　×× |  |  | ○ |  |  |
| ３ | △△　△△ |  | ○ |  |  | １１時５０分体育館 |
| 計 | ２０ | ５ | １０ |  |  |

*※留意事項　管理職が不在時の対応（夜間・勤務時間外・休日等）*

*・校長、副校長、教頭、事務長、総括教諭の携帯電話等に連絡。*

*・教職員緊急参集表の指揮代行順位の上位者が学校地震災害対策本部を設置。*

*授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってくる。そのため、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく。*

**（７）保護者への連絡**

・保護者への連絡方法について、電話等が非常に利用しにくくなることに留意。

・あらかじめ決めておいた携帯電話メールなどの一斉配信システム、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段により連絡を行う。（災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知）

**（８）児童生徒等の保護**

・安全が確認されるまでは、学校で児童生徒等を保護する。

・引き渡しのルールは、原則、下記によるが、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況、学校周辺の交通事情などを十分に検討し、総合的に判断して児童生徒等の保護の継続あるいは下校を決定する。

・下校については、安全が確認された後に行うものとし、あらかじめ児童生徒等・保護者と確認している保護者への引き渡し方法や職員の引率での下校にあたってのグループ編成・下校ルートなどに応じて行う。

・なお、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅できない場合について注意が必要。

|  |
| --- |
| 引き渡しのルール |
| 学校を含む地域の震度 | 震度５弱以上 | 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。 |
| 震度４以下  | 原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。 |

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年３月文部科学省）P26 引き渡し

（参考URL：<http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm>）

1. 集団下校・引渡し・待機（保護）を判断した場合の対応

校長は、集団下校・保護者等への引渡しの実施又は待機（保護）すると判断した場合、以下の対応を指示する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 集団下校 | 災害対策本部（校長、副校長、　教頭、防災主任） | 〇集団下校実施時刻（本校出発時刻）の決定〇一斉メール配信・ＨＰを用いた保護者への連絡　・集団下校を実施する旨、その実施時刻　・待機を希望する場合などの連絡先、申し出期限　・その他、学校からの連絡事項〇（必要とされる場合）地区別担当教職員へ、集団下校への同行を指示〇教育局への報告 |
| 地区別担当の教職員 | 〇地区別名簿を用い、担当地区の児童生徒等の氏名・人数を確認　・当日の出欠状況と照合　・事前申請で集団下校を希望しない児童生徒等を確認〇地区別に児童生徒を集め、安全指導（集団下校時のルール指導）〇（災害対策本部より指示があった場合）集団下校に同行 |
| 保護者等への引渡し | 災害対策本部（校長、副校長、　教頭、防災主任） | 〇引渡し場所の決定→学級担任に準備を指示　（各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断）〇一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者への連絡　・学校及び児童生徒等の現状（安否情報）　・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参　・保護者の安全最優先（無理に来校しない）　※連絡不能な場合、保護者は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校〇引渡し状況に関する情報の集約〇教育局への報告 |
| 学級担任等 | 〇引渡し準備（引渡しカード、引渡し用名簿の準備）〇児童生徒等を引渡し場所へ移動〇到着した保護者から順次、引渡しを実施 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 　・引渡しカードの照合、保護者等の確認　　（引渡しカード記載の引取り者以外には、引渡さない）　・今後の連絡先、避難先等を確認　・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用）〇残っている児童生徒等の保護 |
| その他教職員 | 〇災害対策本部への引渡し状況の報告〇（必要に応じて）保護者の誘導、説明等、引渡し補佐 |
| 　待機（保護） | 災害対策本部（校長、副校長、　教頭、防災主　任） | 〇担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施〇待機場所を決定　　（第一候補）●●●教室　　（第二候補）●●●教室　　※候補場所の安全性が確信できない場合は、上記によらず、安全最　　優先で最適な場所を選択　　　（地域の避難所として利用する場所は、原則として利用しない）〇一斉メール配信を用いた保護者への連絡〇災害・事故等に関する情報の継続的収集　（学校に危険が迫っていないかを確認）〇教育局への報告　・引渡し済み児童生徒等・待機児童生徒等・教職員の人数（うち、負　傷者その他手当・配慮が必要な人数）、待機場所及びその環境　・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請〇その他教職員に指示して、以下の対応を実施　・非常食、飲料、毛布、その他必要な物資の配布（備蓄を活用）　・不安を訴える児童生徒等への対応（養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等） |
| 学級担任等 | 〇学級別に児童生徒等の保護 |
| その他教職員 | 〇災害対策本部の指示に従い、必要な対応 |

1. 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外活動の中止及び児童生徒等の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し）を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外活動中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、情報収集で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、判断基準に準じて児童生徒等の安全を最優先した判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全性にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外活動の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害対策本部（校長、副校長、教頭、事務長、防災主任） | 〇（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全確認に関する報告を踏まえ、　現地引渡し場所を決定〇一斉メール配信を用いた保護者への連絡　・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参　・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない）〇引渡し状況に関する情報の集約〇教育局への報告 |
| 引率責任者、引率教員 | 〇（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部へ　の報告〇引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備）〇児童生徒等の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動〇災害・事故等に関する情報の継続的収集〇到着した保護者から順次、引渡しを実施　・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引き渡さない）　・今後の連絡先、避難先等の確認　・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用）〇災害対策本部への引渡し状況の報告〇残っている児童生徒等の保護 |

**（９）保護者等への対応**

①被災児童生徒等の保護者への対応

＜災害等発生時の連絡＞

・校長は、災害・事故等が発生し児童生徒等が被災した場合、自ら又は他の職員に指示して、当該児童生徒等の保護者に速やかに連絡を入れる。

第一報：災害・事故等発生後、速やかに災害等の概況、けがの程度、応急措置、応急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理にした上で、連絡する。

第二報：災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

　　＜担当窓口の指名＞

・校長は、災害・事故等が発生し被災した児童生徒等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を指名する。

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口担当者 | 災害・事故等の状況 |
| 副校長又は教頭 | 死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病、複数の児童生徒等・教職員が被災するなど重篤な災害・事故等 |
| 学年主任 | その他の災害・事故等 |

ただし、上記の窓口担当者が災害等に直接関係した者である場合や保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、別の教職員を窓口担当に指名する。また、多数の生徒等・教職員が被災した場合など上記対応が困難な事態が生じた場合には、県教育委員会に支援を要請し、被害者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

*※留意事項*

*〇被災児童生徒等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応に心がける。*

*〇事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。*

*〇被災児童生徒等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラーやその他専門機関等の紹介・情報提供を行い相談・支援が受けられるようにする。*

*〇災害等発生後の段階に応じた継続的な支援を行う。*

*〇在校児童生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施についての了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関する情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。*

*〇被災児童生徒等が死亡した場合は、被児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校としての通夜や葬儀への対応方針を定める*

1. 児童生徒等、保護者への説明

・校長は、災害・事故等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童生徒及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童生徒等の保護者に対して説明内容の確認依頼し、説明実施についての承諾を得る。

|  |
| --- |
| 【児童生徒・保護者への説明を実施する災害・事故等の基準】〇死亡事故　〇治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病〇複数の児童生徒等・教職員が被災するなど重篤な災害・事故〇その他、報道・インターネット等を通じて児童生徒等・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる災害・事故 |

・児童生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、災害・事故等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

・保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

|  |
| --- |
| 【保護者宛て文書の記載内容（例）】〇災害・事故等の概要（判明した事実の概要）　〇休校措置・再開の目途など〇保護者説明会の開催予定　　　　　　　　　　〇心のケア等に関する取組　〇その他、必要と考えられる事項 |
| 【緊急保護者会における説明内容（例）】〇災害・事故等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度　等）〇被害者への対応（その後の経過、保護者との連絡状況　等）〇今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携　等）〇保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供　等） |

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、ＰＴＡと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

**（10）避難してくる住民への対応**

・大規模な地震災害等では、地域住民等が避難してくることを予想しておく。

・校内に児童生徒等の保護エリアとは別に住民の保護エリアを設定し、混乱を避ける。

・その際、避難所等に指定されていない学校にあっては、市町村災害対策担当部局等の指示に従い、備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導する。

・指定避難場所の準備（指定を受けている学校は、あらかじめ市町村の防災部局と確認している内容により準備を進める。）

・感染症対策として、換気の徹底を図るとともに、避難者同士の間隔を十分とり、発熱者の対応スペースも検討しておく。

**３　障がいのある生徒への配慮**

**学校作成**

県立高校に在籍している障がいのある生徒の場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則である。ただその生徒の障がいの特性を日ごろから全教職員で共通に理解しておき、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要である。車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等、それぞれの対応を準備しておく必要がある。

また、障がいのある生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要がある。

作成例

*※留意事項　障がいのある生徒の介助体制の確認*

障がいのある生徒の緊急避難対応

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学年 | クラス | 氏名 | 対応方法（対応者） | 留意事項 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |